

2017年7月10日

Japan tax alert

EY税理士法人

日欧EPA大枠合意 広範な関税削減に期待

EY税理士法人アラート・ライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、
下記サイトからご覧になれます。

www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html

大枠合意の概要

2017年7月6日にブリュッセルで行われた日本とEUの定期首脳協議において、日本とEUの経済連携協定(EPA)が大枠合意に達しました。

この協定には、物品・サービス及び投資並びに政府調達分野だけでなく、非関税措置並びに地理的表示(GI)及び知的財産権の保護など幅広い分野が盛り込まれる見込みです。

また、本協定は、総人口6.4億人、世界のGDPの28%、世界貿易の約37%の広範な経済圏をカバーするものであり、発効後は日本及びEUの企業に大きな影響を及ぼすこととなります。

関税引下げについて

日本とEUは、最終的には相手国からの輸入品の99%に係る関税の撤廃を約束しており、従来の自由貿易協定に比べ包括的な内容となっています。

(1)EUの関税引下げ

日本からEUへの輸出額の上位は、輸送用機器、一般機械、電気機器などの工業品が占めています。EUはすべての工業製品（経済産業省所管品目）の関税を即時、又は段階的に撤廃することに合意しました。EPA発効時点で、工業製品の無税割合は38.5%から81.7%に上昇（輸出額ベースで一般機械は86.6%、化学工業製品は88.4%、電気機器は91.2%）し、日本製の工業製品におけるEU市場内の競争力が大幅に高まることとなります。

また、交渉の大きな焦点となっていた自動車について、完成車の関税（現行10%）は段階的に引き下げられ、8年目に撤廃、自動車部品に対する関税の即時撤廃は輸出額ベースで92.1%と、TPPや韓国・EUFTAを上回る高い水準となることになりました。

(2)日本の関税引下げ

日本もすべての工業製品の関税を即時又は段階的に撤廃することに合意しており、化学品、プラスチック、化粧品、衣服、革製品等の関税が即時又は段階的に引き下げられます。また、食品に関する関税の引き下げも目立ち、EU産のワインの関税は即時撤廃、チーズやチョコレートなどの高関税品の関税も段階的にゼロまで引き下げられることになっています。豚肉と牛肉についても差額関税制度は維持されますが、関税が段階的に引き下げられます。また、大幅な関税引下げが期待できる分野が履物と革のハンドバッグです。履物の関税は30%から21%に即時に引き下げられ、10年かけて撤廃され、加えて、革のハンドバッグへの関税も10年かけて撤廃されることになっています。

原産地規則

関税撤廃や引下げの恩恵を受けるためには、単に日本（又はEU）からの輸出であるだけでは不十分で、協定で定められたルールに則って「日本原産」又は「EU原産」と認められなければなりません。

この原産性の認定基準について、EU当局の発表によると、自動車（HS8701-8705）は非原産材料が45%以下であることとされています。ただし、乗用車（HS8703）に関しては許容される非原産材料の割合が段階的に引き下げられることになっており、最初の3年は55%以下、次の3年は50%以下、そして7年目以降は45%以下となります。

自動車部品についても同様に、原動機付きシャシ（HS8706）と車体（HS8707）の許容される非原産材料は45%以下（発効後5年間は55%以下）、その他自動車用部品（HS8708）に関しては、50%以下（発効後3年間は60%以下）となります。

履物（HS64類）の許容される非原産材料は50%以下、革製品（HS42類）の許容される非原産材料は45%以下となります。

今後の動向

今回の大枠合意では物品の関税引下げなどが規定されたものの、投資家と国家間の紛争解決を定めた（ISDS）は、日・EU間で協議を継続することになっており、最終合意は早くとも年内になるとの報道がされています。また、EU側はEPAの発効時期について2019年初頭を想定していますが、日本側は時期についての明言を避けており、発効時期は正確な見通しが立っていません。さらにEPA締結の可否につき、欧州議会の承認に加えて、EUに排他的権限が与えられている関税以外の分野に関しては、全加盟国の各国により異なる批准手続きが必要となることから、時間がかかる可能性があります。過去には、EUとカナダとの貿易協定（CETA）の批准にあたり、ベルギーのワロン地域議会が批准に反対を表明したことで、調印が遅れたこともあり、今後の動向に注目する必要があります。

税率新旧対照表

	MFN税率	日EU EPA税率
EUへの輸入		
日本酒	5.76€ -19.2€/100ℓ	即時撤廃
テレビ(HS8528)	14%	6年目に関税撤廃
乗用車(HS8703)	10%	8年目に関税撤廃
乗用車(HS8703)の部品		
原動機付きシャシ(HS8706)	19%	92.1%を即時撤廃
車体(HS8707)	4.5%	
その他部品(HS8708)	3-4.5%	
日本への輸入		
牛肉(HS0201)	38.5%	16年目に9%(ただし輸入急増に対するセーフガード有)
チーズ(HS0406)		
おろしチーズ	プロセスチーズのもの	輸入枠内の税率を 16年目に関税撤廃
ソフト系チーズ		
チョコレート(HS1806)	10%	11年目に関税撤廃
ぶどう酒(HS2204)		
スパークリング		即時撤廃
ボトルワイン	2リットル以下の容器入り	
	①シェリー、ポート等強化葡萄酒	
	②その他	
	2リットル超、10リットル以下容器	
革製品		
ハンドバッグ(HS4202)	14%	11年目または16年目に関税撤廃
財布(HS4202)	10-16%	
ゴルフシューズ(HS6403)	27-30%	

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一	パートナー	+81 3 3506 2678	yoichi.ohira@jp.ey.com
原岡 由美	エグゼクティブディレクター	+81 3 3506 1262	yumi.haraoka@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170710

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp